

秋田県水源森林地域の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月二十九日

秋田県知事 鈴木健太

秋田県規則第二十九号

秋田県水源森林地域の保全に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成二十六年秋田県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水源森林地域の指定等の公告)

第二条 条例第九条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、県公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 水源森林地域の名称

二 水源森林地域（指定の変更にあつては、当該変更後の水源森林地域）に含まれる土地の区域

三 水源森林地域に指定し、又は水源森林地域の指定を変更し、若しくは解除しようとする年月日

四 水源森林地域の指定の案又は当該指定の変更若しくは解除の案の縦覧の場所、期間及び時間

五 条例第九条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の意見書の提出期限及び提出先その他当該意見書の提出に必要な事項

(水源森林地域の指定等に係る意見書の提出)

第三条 条例第九条第四項の規定による意見書の提出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によらなければならない。

一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 意見書の提出の対象である水源森林地域内の土地と意見書を提出しようとする者との関係

三 意見書の提出の対象である水源森林地域の名称

四 水源森林地域の指定の案又は当該指定の変更若しくは解除の案についての意見  
(水源森林地域の指定等に係る意見の聴取)

第四条 条例第九条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取は、その期日の一週間前までに、書面をもってその日時及び場所をその意見書を提出した者に通知してするものとする。  
(移転等について届出を要する使用及び収益を目的とする権利)

第五条 条例第十条第一項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、賃借権とする。  
(土地の所有権等の移転等の届出)

第六条 条例第十条第一項の規定による届出は、別に定める様式による届出書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一 土地売買等の契約(条例第十条第一項に規定する土地売買等の契約をいう。以下この条及び次条第一号において同じ。)に係る土地の所在を明らかにする図面

二 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他当該土地について所有権等(条例第十条第一項に規定する所有権等をいう。次項及び次条第二号において同じ。)を有することを証する書面の写し

2 条例第十条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土地売買等の契約に係る当事者の勤務先の業種(法人にあつては、その業種)

二 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者の国籍等(自然人にあつてはその国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号ロに規定する地域をいい、法人にあつてはその設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。次号において同じ。)(同法別表第

二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。同号（一）において同じ。）

三 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者が法人である場合には、次の（一）及び（二）に掲げる事項

（一） その代表者の氏名及び国籍等

（二） 次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該（１）又は（２）に定める事項

（１） 同一の国籍等を有する者がその役員の過半数を占める法人である場合 当該国籍等

（２） 同一の国籍等を有する者がその議決権の過半数を占める法人である場合 当該国籍等

四 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況

3 条例第十条第四項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書により行わなければならない。

一 届出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 変更した事項、内容、理由及び年月日

4 条例第十条第二項第二号に掲げる事項を変更した場合にあつては、前項の届出書に当該変更後の土地の所在を明らかにする図面を添えなければならない。

（土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合）

第七条 条例第十条第二項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第

二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第

二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十

八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)、公益社団法人又は公益財団法人である場合

二 贈与により所有権等を移転又は設定する場合(当該所有権等の移転又は設定が対価を得て行われる場合を除く。)

三 非常災害に際し、必要な応急措置を講ずるために行われる場合

四 電柱又は看板、標識、柵その他これらに類する小規模な工作物の設置のために行われる場合

五 前各号に掲げるもののほか、条例第十条第一項の規定を適用することが適当でないとき知事が認める場合

(身分証明書)

第八条 条例第十二条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(公表の方法)

第九条 条例第十五条第一項の規定による公表は、県公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(意見の陳述)

第十条 条例第十五条第二項の規定による意見の陳述(以下「意見陳述」という。)は、知事が口頭であることを認めるときを除き、意見を記載した書面(以下「意見陳述書」という。)を提出して行うものとする。

2 知事は、意見陳述書の提出期限(口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その日時)までに相当の期間において、意見陳述の機会が付与されるべき者に対し、次の事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする事実の内容及びその理由

二 意見陳述書の提出先及び提出期限(口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第五条から第十条まで及び別記様式の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（令和八年五月二十九日）

この規則は、令和八年七月一日から施行する。